

土壌汚染状況調査採取分析（第 1 期）業務仕様書

1 目的

本業務は、浜松市食肉地方卸売市場の解体工事に先立ち、土壌汚染対策法及び浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱に基づき、令和 7 年度に実施した地歴調査の結果を踏まえ、土壌汚染状況を把握することを目的とする。

具体的には、地歴調査報告書で策定した試料採取計画に従い、第 1 期として施設稼働中でも採取可能な範囲において土壌試料の採取・分析を行い、土壌汚染の有無及びその状況を確認する。

2 履行期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで

3 業務の概要

土壌汚染状況調査とは、土地利用の履歴を、資料と関係者からの聴取により調査する地歴調査を実施し、汚染の疑いがある場合は土壌を採取し分析を行う。本業務では、土壌の採取・分析を対象とする。

第 1 期業務として、食肉地方卸売市場の施設稼働中に土壌採取可能な範囲について分析調査を実施する。（施設廃止後でなければ着手できない建物設備下の土壌については第 2 期の範囲とする。）土壌採取箇所は、現在の建物設備に由来する場所だけでなく、昭和 4 0 年代以前の旧施設に由来する箇所も含む。水路の下や旧施設に由来する箇所の採取は、現在の地表面よりも下層となるため、ボーリングによる採取が必要になる。

4 調査対象地

浜松市食肉地方卸売市場（浜松市中央区上西町 986 番地）（別紙 1）

5 関係法令等

本業務は、以下に示す関係法令及びガイドライン等に基づき実施するものとする。

- (1) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (2) 土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）
- (3) 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）
- (4) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）
（令和 4 年 8 月環境省水・大気環境局土壌環境課）

- (5) 浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）
- (6) 浜松市土壌・地下水汚染対策に関する実施要領（平成 24 年 4 月 1 日施行）
- (7) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）
- (9) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）
- (10) ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月環境省水・大気環境局土壌環境課）
- (11) 工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き（令和元年環境省水・大気環境局土壌環境課）

6 業務の内容

地歴調査報告書にて報告された試料採取計画に基づき、地歴調査を実施した指定調査機関と環境部環境保全課との協議のうえ決定した以下の内容とする。詳細は別表 1～2 及び別紙 1～6 に示すとおりである。

- (1) 土壌試料の採取（計 157 か所）
手掘り、コア抜き、ボーリングにより実施する。
- (2) 第二種特定有害物質溶出量試験（計 83 検体）
- (3) 第二種特定有害物質含有量試験（計 83 検体）
- (4) ダイオキシン類分析（計 2 検体）

7 土壌試料の採取

地表面がアスファルト等で覆われている地点の資料採取については、コアカッター等で削孔したうえで土壌採取用具を用いて試料を採取する。作業後は掘削跡を埋め戻し舗装等を復旧すること。

ボーリング調査は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）Appendix-11 ボーリング調査方法」により行い、試料採取後はボーリング孔を埋め戻し、復旧すること。

8 土壌試料の分析

分析項目・検体数は別表 1～2 及び別紙 2～6 に示すとおりである。ダイオキシン類の分析はMLAPの認定を受けた事業所にて行うこと。

地歴調査結果報告書において「土壌汚染の存在するおそれが少ない土地」に区分された地点の土壌採取について、混合試料の分析で基準値を超過した場合、個別分析に供す

る土壌試料を委託者に提供できるように保管しておくこと。

9 成果品

- | | | |
|-------------|-------------|-----|
| (1) 分析結果報告書 | A 4 | 3 部 |
| (2) 上記電子データ | DVD 又は CD-R | 1 式 |

10 その他

- (1) 本業務の責任者は、土壌汚染調査技術管理者の「技術管理者証」の写しを提出すること。
- (2) 受託者は、従事者の氏名、資格、経験年数を記載した書類を提出しなければならない。
- (3) 受託者は契約後速やかに採取方法等について委託者と打合せを行い、必要な手続を進めること。
- (4) 受託者は必要な時に関係機関（環境保全課等）と協議を行い、委託者に協議内容を報告すること。
- (5) 受託者は業務の過程で仕様書で定めた調査内容に変更が生じる場合には、予め委託者に内容を説明し、了承を得ること。
- (6) 施設操業中の作業となるため、試料採取作業を行う際は、特に車両の通行・駐車等の妨げにならないように、委託者と協議して進めること。
- (7) 本業務に必要な関係先との調整、申請等については受託者が行うこと。
- (8) 委託者が所有する資料のうち、業務に利用できる資料はこれを貸与する。ただし、そのリストを作成し、業務完了時に貸与された資料を全て返却すること。
- (9) 分析の結果、土壌溶出量基準値または土壌含有量基準値の超過が判明した場合は、分析結果報告書の完成を待たずに、速やかに委託者に報告すること。

別表1(別紙2～別紙6をまとめた内容)

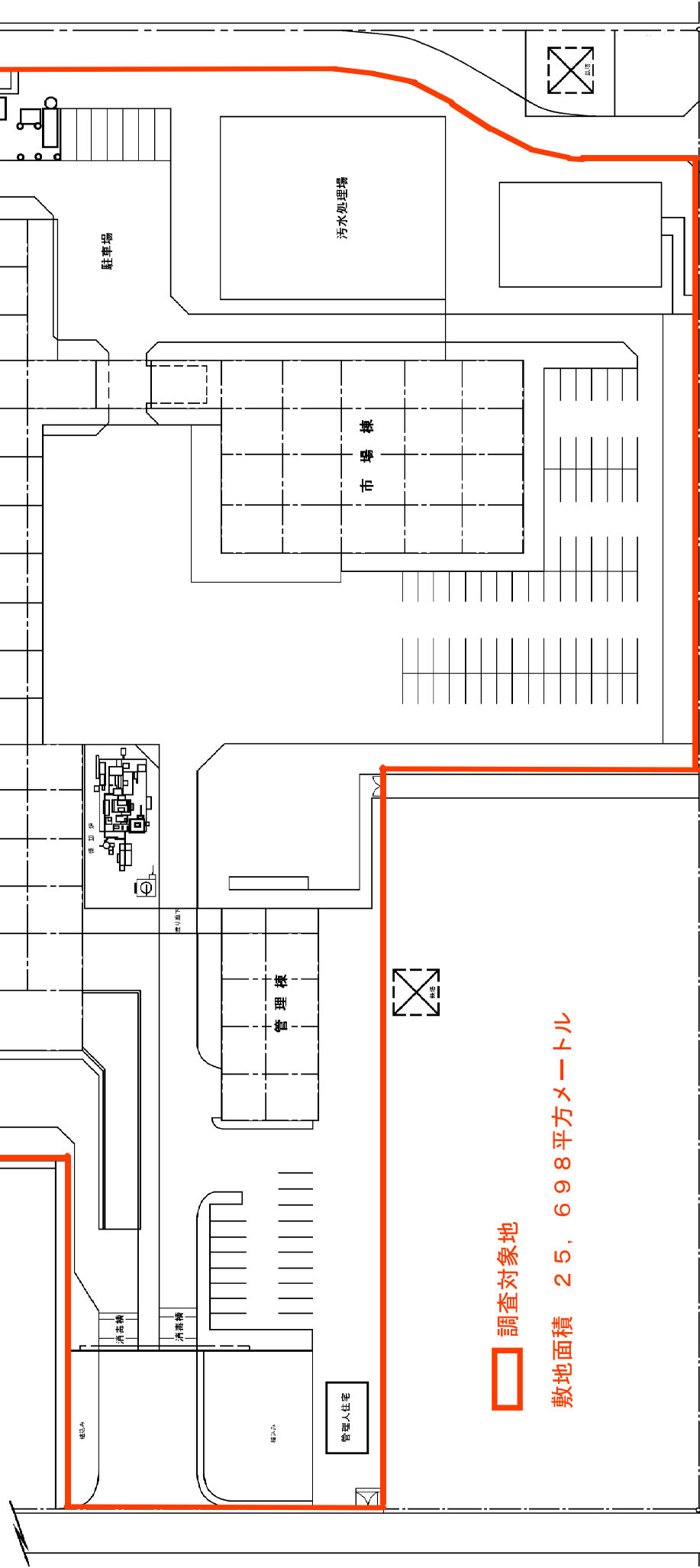
調査対象	由来施設	汚染の疑い	採取地点数		深度	検体数	参照図	
			計	深度別				
第二種 特定有害 物質 (別表2)	旧施設	少	34	9	0～50cm(表層)	混合試験	9	別紙2
				25	60cmからGL-1.5m			
		多	28	0	0～50cm(表層)	全部試験	28	別紙3
				12	60cmからGL-1.5m			
				13	GL-1.6mから2.0m			
				1	GL-2.1mから3.0m			
	現施設	少	66	2	GL-3.1mから4.0m	混合試験	19	別紙4
				66	0～50cm(表層)			
	現施設	多	27	6	0～50cm(表層)	全部試験	27	別紙5
				13	60cmからGL-1.5m			
5				GL-1.6mから2.0m				
3				GL-2.1mから2.5m				
ダイオキシン類	旧施設	—	0	—	対象なし			—
	現施設	—	2	2	0～50cm(表層)	全部試験	2	別紙6
PCB	旧施設	—	0	—	対象なし			—
	現施設	—	0	—	対象なし			—
採取地点数計⇒			157	157	検体数計⇒			85

別表2(分析項目)

第二種特定有害物質 4項目
六価クロム化合物
シアン化合物
水銀及びその化合物
ほう素及びその化合物

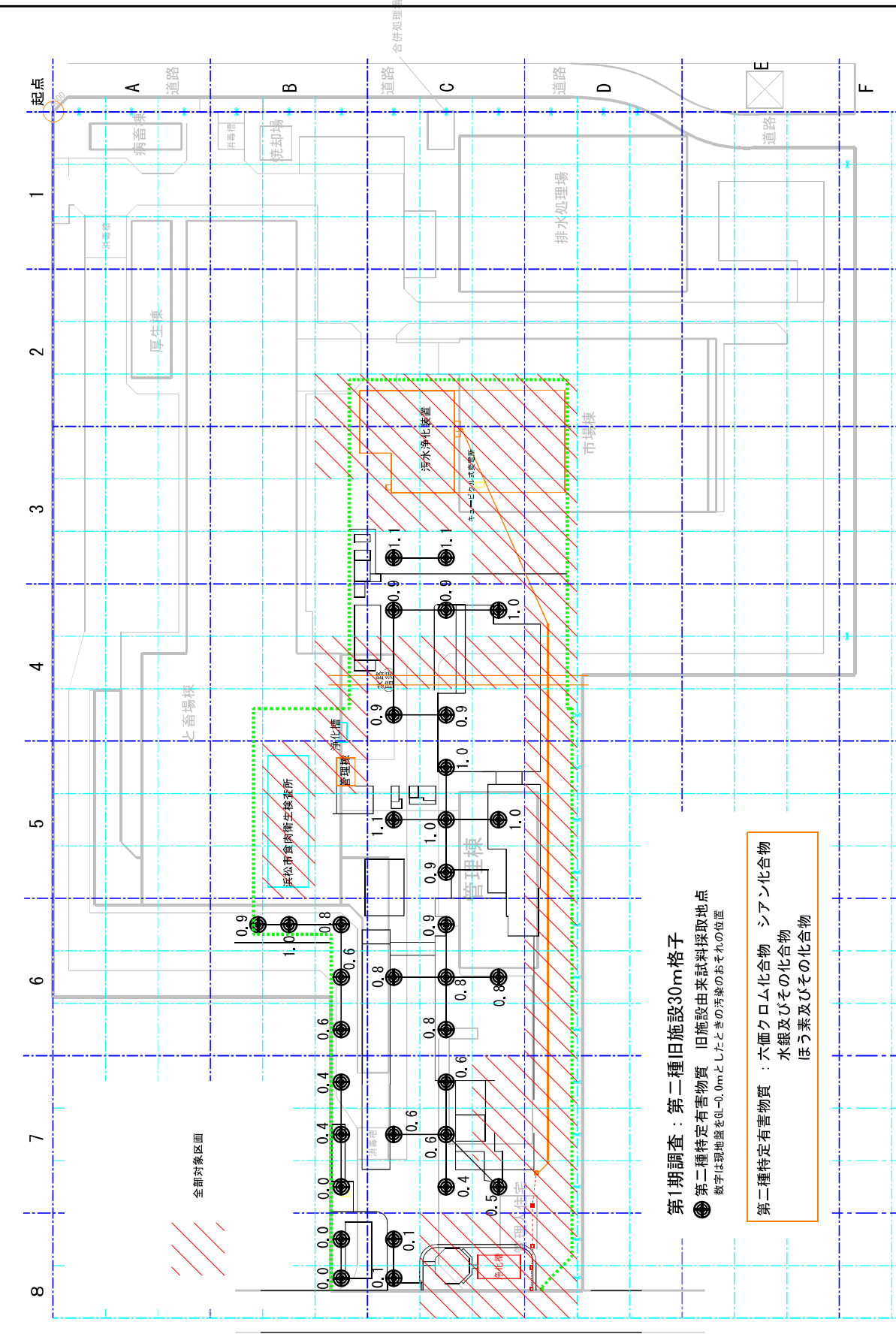


浜松市食肉地方卸売市場



調査対象地

敷地面積 25,698平方メートル

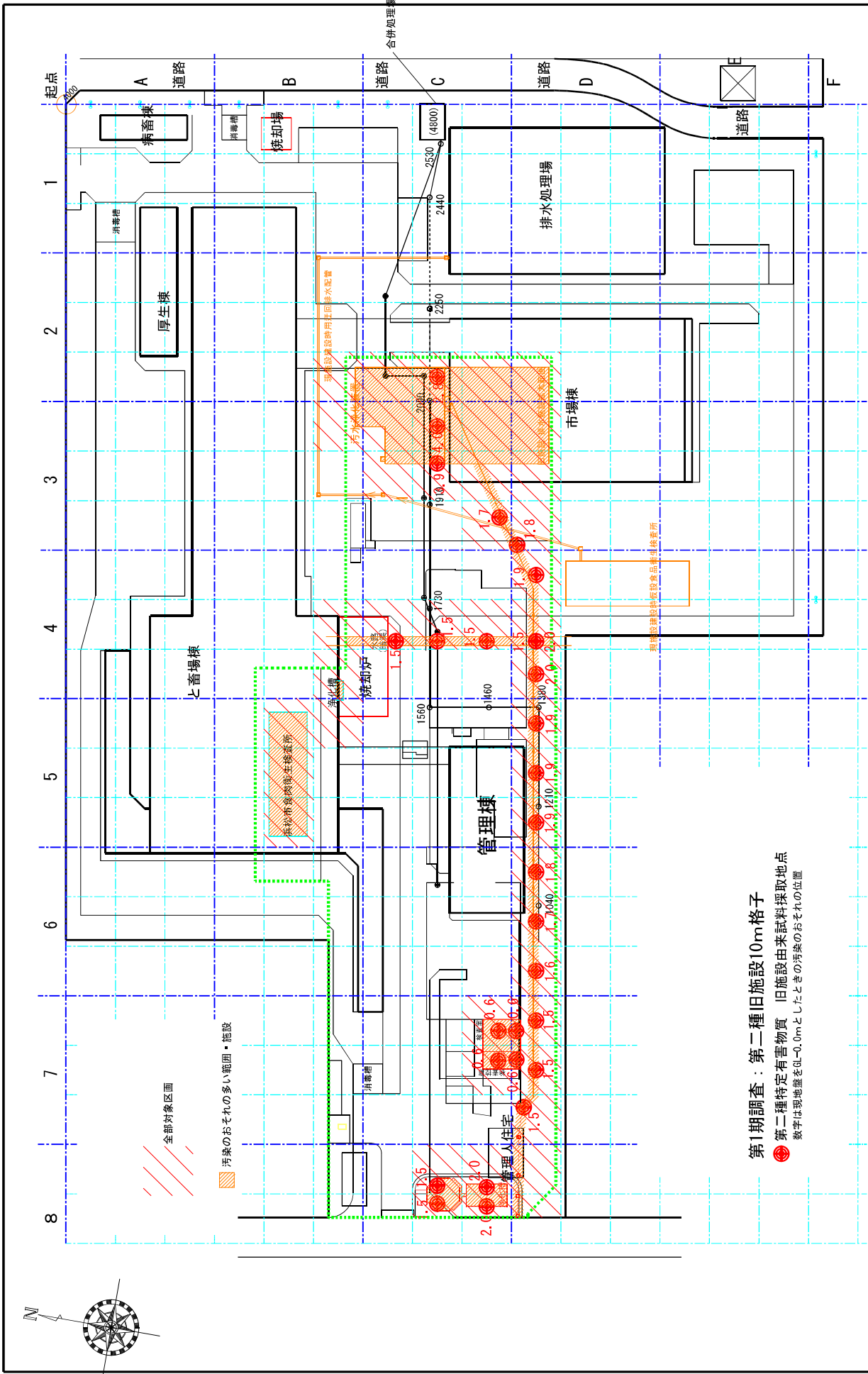


第1期調査：第二種旧施設30m格子

- ◎ 第二種特定有害物質 旧施設由来試料採取地点
数字は現地盤をGL-0.0mとしたときの汚染のおその位置

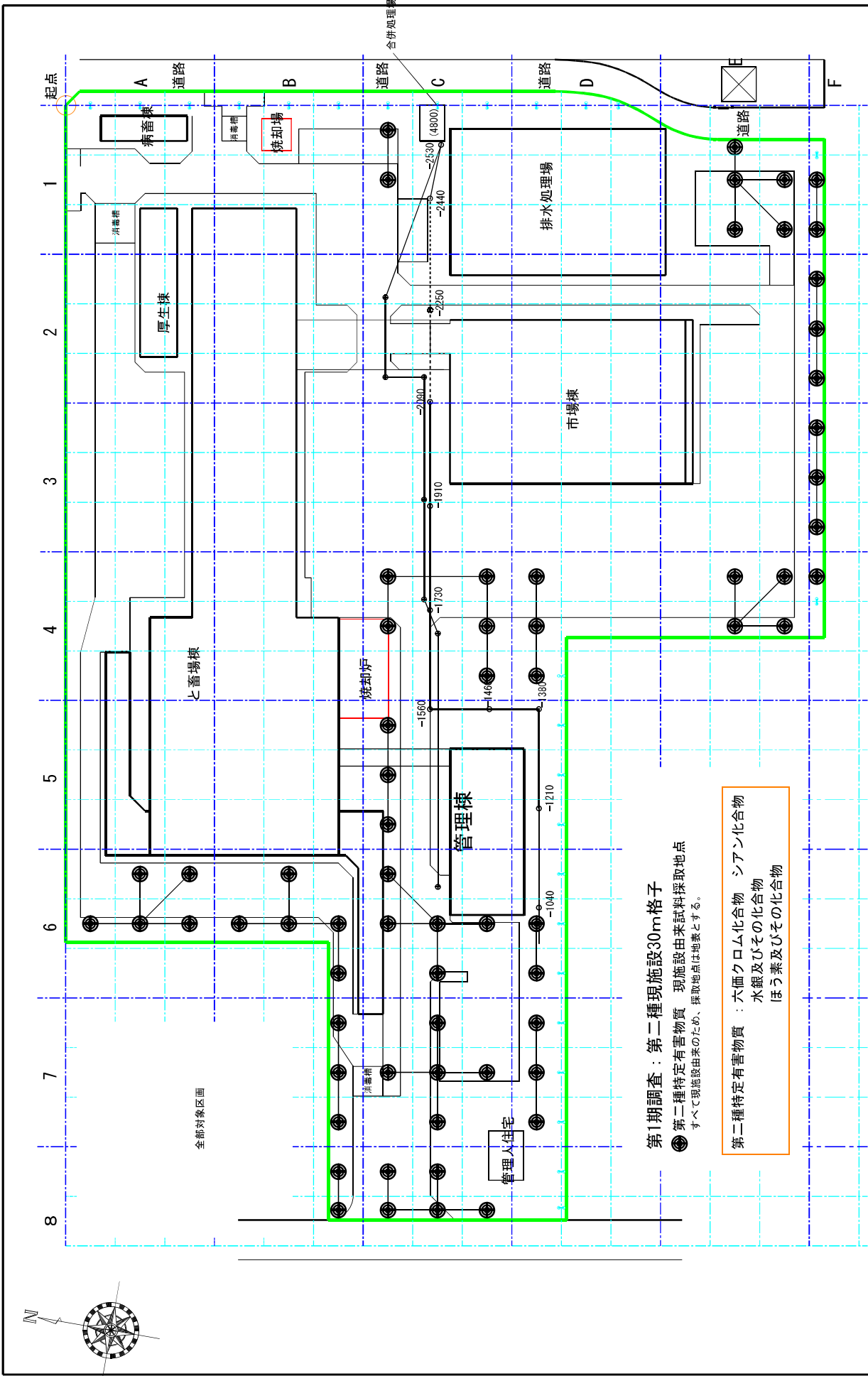
第二種特定有害物質：六価クロム化合物 シアン化合物
水銀及びその化合物
ほう素及びその化合物

設計 施工 本社	内田計器工業株式会社 本社 茨城県中戸田(株)150番地 TEL<05>471-9251 FAX 471-7830 東京都江川区(株)150番地 TEL<03>3547-1111 FAX 3547-1112 東京都江川区(株)150番地 TEL<03>3547-1111 FAX 3547-1112	作 図 2025.11.19	承託内容 茨城県中戸田(株)150番地	期 限 旧設由来第二種特受有害物質 A3 S=1000	印 度 部 署
----------------	---	-------------------	------------------------	-----------------------------------	------------



第1期調査：第二種旧施設10m格子
● 第二種特定有害物質 旧施設由来試験採取地点
数字は現地盤を0.0mとしたときの汚染のおそれの位置

設計 施工 本社	内田計器工業株式会社	作成 2023.11.19	図 浜松市食肉地方卸売市場	表 第1期 旧施設由来第二種特定有害物質 A3 S-1:1000 全部対象区画試験採取地点	備考
----------------	------------	------------------	------------------	---	----

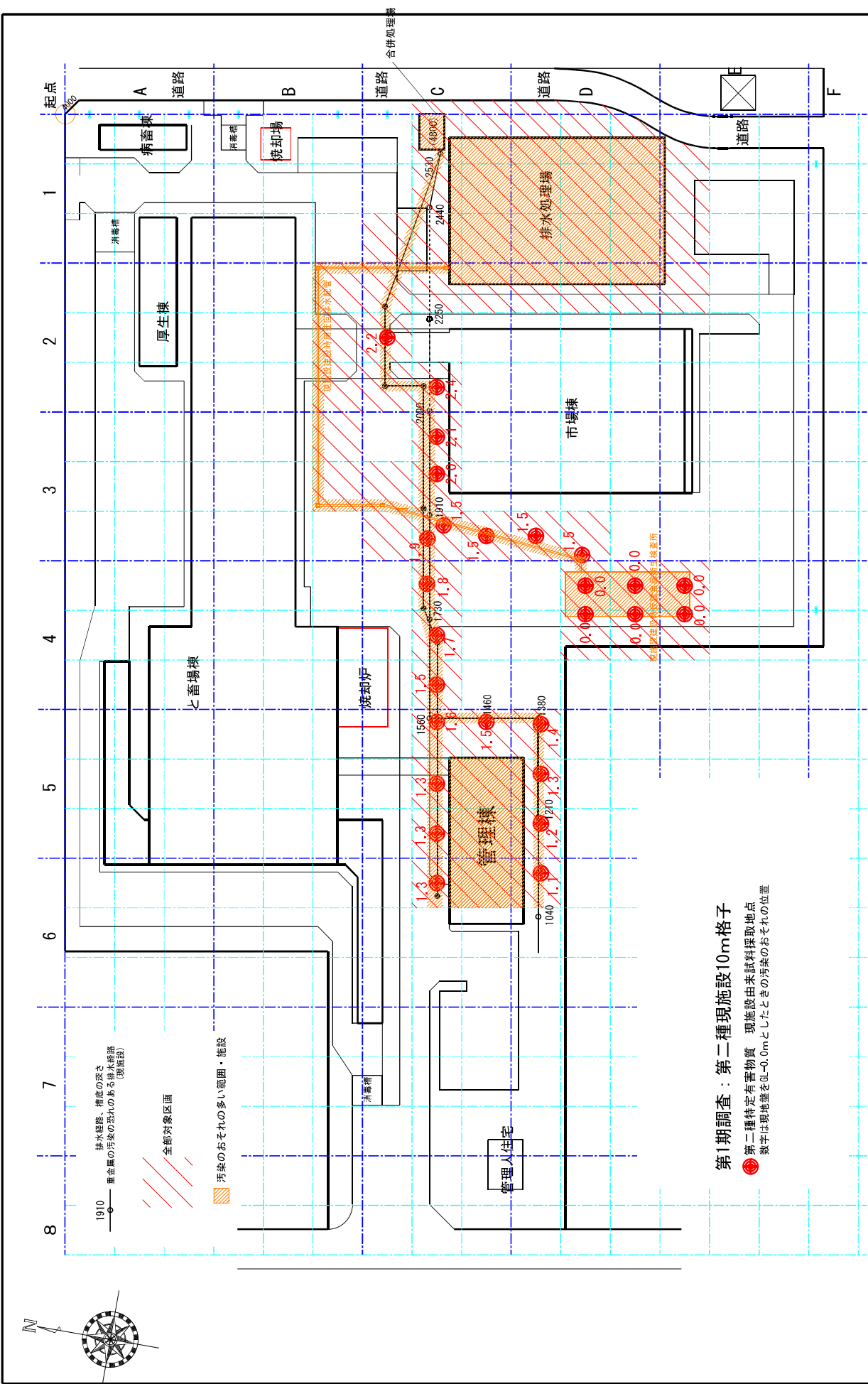


第1期調査：第二種現施設30m格子

● 第二種特定有害物質 現施設由来試験採取地点
すべて現施設由来のため、採取地点は地表とする。

第二種特定有害物質：六価クロム化合物 シアン化合物
水銀及びその化合物
ほう素及びその化合物

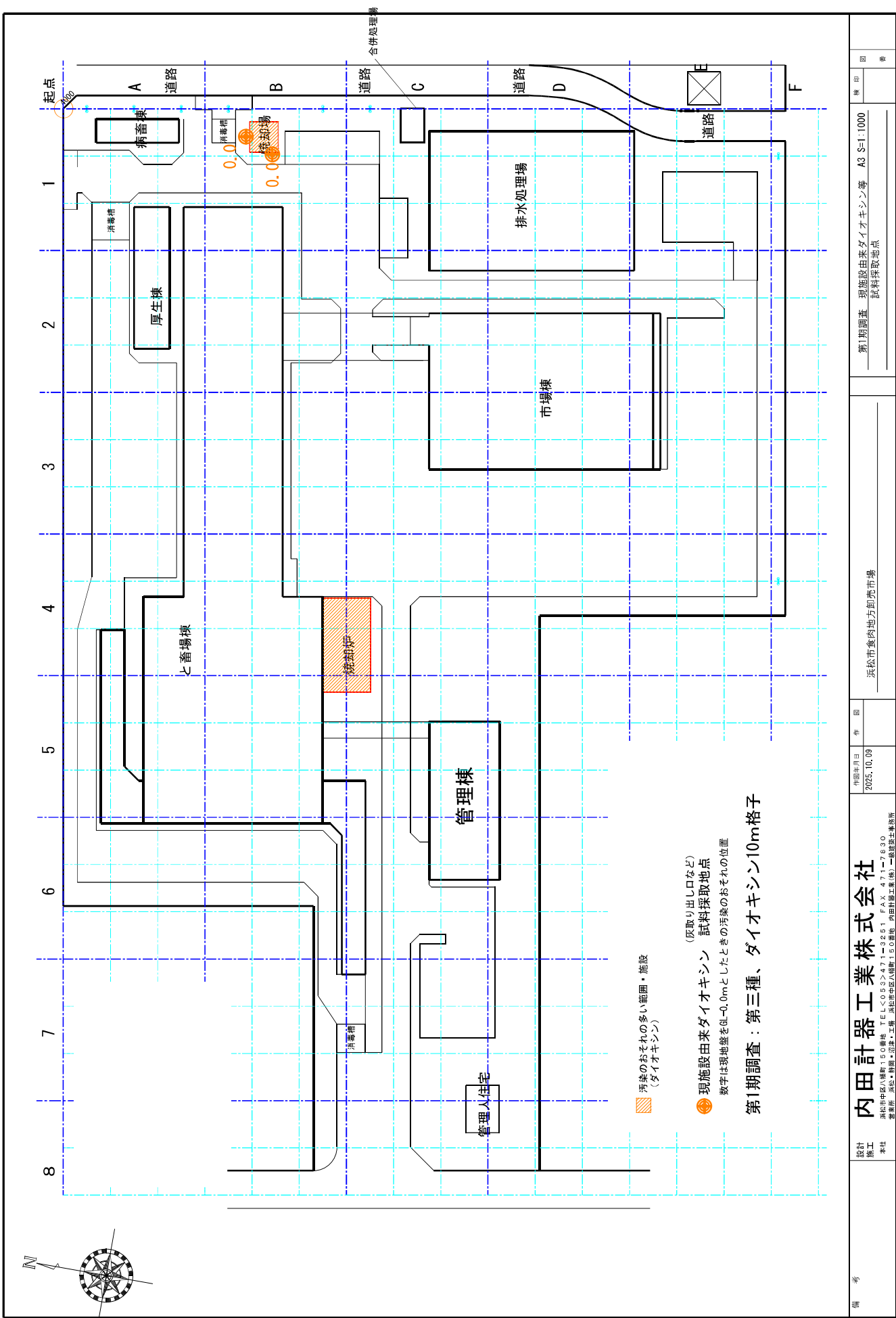
備考	設計 施工 本社	内田計器工業株式会社		作成 2025.11.19	図 浜松市食肉地方卸売市場	日 第1期 現施設由来第二種特定有害物質 A3 S-1:1000 一部対象区画試験採取地点	図 番
		浜松市中区八幡町150番地 TEL:0533>471-3251 FAX:471-7830 東京 池田・野田・土庫 浜松市中区八幡町150番地 内田計器工業株式会社 一般廃棄物事務所					



第1期調査：第二種現施設10m格子

● 第二種特定有害物質 現施設由来試験採取地点
数字は現地値を0.0としたときの汚染のおそれの位置

備考	作成	作成年月日	図	図	縮尺
設計 施工 本社	内田計器工業株式会社	2025.11.19	浜松市食肉地方卸売市場	第1期 現施設由来第二種特定有害物質 A3 S-1-1000 全部対象区画試験採取地点	縮尺
浜松市中区八幡町100番地 TEL 053-2471-3251 FAX 053-2471-7630 営業部 浜松・静岡・沼津・三島 浜松市食肉地方卸売市場100番地 内田計器工業株式会社					



設計 施工 本社	内田計器工業株式会社 浜松市中区八幡町100番地 TEL:053-471-0251 FAX:053-471-7630 営業所 浜松・静岡・沼津・土曜 浜松市東区八幡町100番地 TEL:053-471-0251 FAX:053-471-7630	作成 2025.10.09	図 浜松市食肉地方卸売市場	第1期調査 現施設由来ダイオキシン等 A3 S-1.1000 試験採取地点	図 第1期調査
----------------	--	------------------	------------------	--	------------